

施設等利用給付認定2号認定（新2号認定）に伴う最終負担額の差異について（問14関係）  
 （令和3年度第2回三者協議会開催報告書 別紙1）

市立幼稚園の場合					
新2号認定が <u>ない</u> 場合 無償化 <u>対象外</u> の場合	最終負担額	内訳			
	<b>300円</b>	<table border="1"> <tr> <th>利用料</th> <th>おやつ代等</th> </tr> <tr> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> </table>	利用料	おやつ代等	200円
利用料	おやつ代等				
200円	100円				
新2号認定が <u>ある</u> 場合 無償化 <u>対象</u> の場合	最終負担額	内訳			
	<b>100円</b>	<table border="1"> <tr> <th>利用料</th> <th>おやつ代等</th> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>100円</td> </tr> </table>	利用料	おやつ代等	0円
利用料	おやつ代等				
0円	100円				
市立こども園の場合					
新2号認定が <u>ない</u> 場合 無償化 <u>対象外</u> の場合	最終負担額	内訳			
	<b>500円</b>	<table border="1"> <tr> <th>利用料</th> <th>おやつ代等</th> </tr> <tr> <td>400円</td> <td>100円</td> </tr> </table>	利用料	おやつ代等	400円
利用料	おやつ代等				
400円	100円				
新2号認定が <u>ある</u> 場合 無償化 <u>対象</u> の場合	最終負担額	内訳			
	<b>100円</b>	<table border="1"> <tr> <th>利用料</th> <th>おやつ代等</th> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>100円</td> </tr> </table>	利用料	おやつ代等	0円
利用料	おやつ代等				
0円	100円				
楽慈会の提案の場合					
新2号認定が <u>ない</u> 場合 無償化 <u>対象外</u> の場合	最終負担額	内訳			
	<b>550円</b>	<table border="1"> <tr> <th>利用料</th> <th>おやつ代等</th> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>50円</td> </tr> </table>	利用料	おやつ代等	500円
利用料	おやつ代等				
500円	50円				
新2号認定が <u>ある</u> 場合 無償化 <u>対象</u> の場合	最終負担額	内訳			
	<b>100円</b>	<table border="1"> <tr> <th>利用料</th> <th>おやつ代等</th> </tr> <tr> <td>50円</td> <td>50円</td> </tr> </table>	利用料	おやつ代等	50円
利用料	おやつ代等				
50円	50円				

市立園の場合

法人提案の場合

（備考）新2号認定で幼児教育・保育無償化制度の対象になるのは、利用料です。おやつ代等の実費負担分は対象外になります。